

イノシシの保護管理の現状

1. イノシシの分布域の変動

- 全国的な分布調査は 1978 年、2003 年に実施されている。また、2002 年度から試験運用されている捕獲報告様式による捕獲位置報告により、分布域が推定されている。これらによると、イノシシの分布は北上傾向にあり、限られた都市部、豪雪地域を除き、さらなる拡大の可能性が示されている。また、調査時点では生息の報告がなかった秋田県、山形県、岩手県でも、捕獲が確認されている。

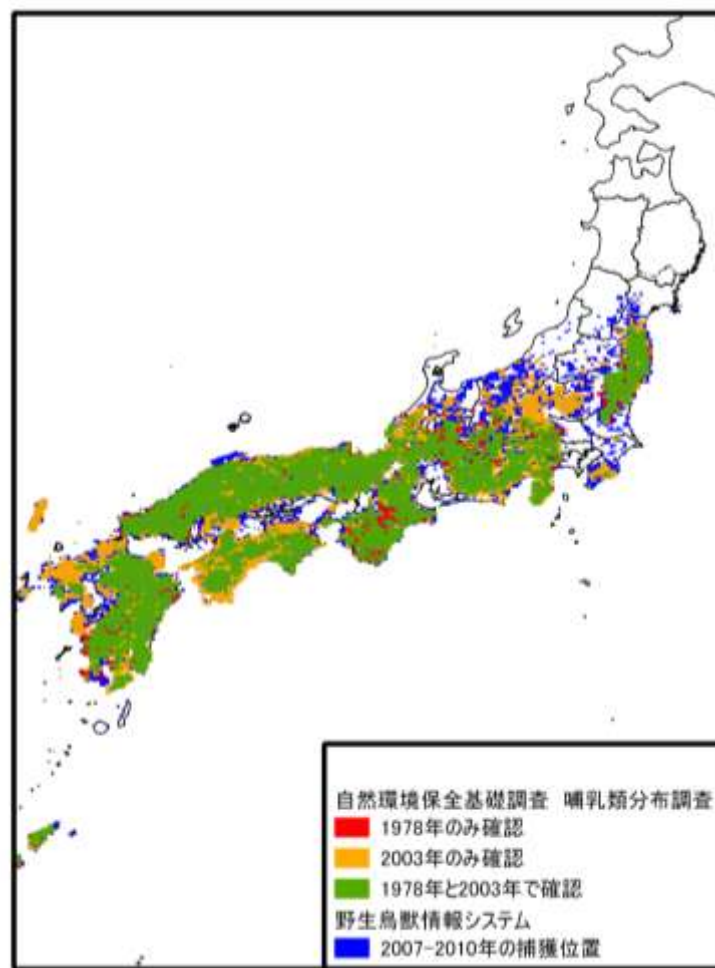


図 1 イノシシ分布状況と近年の捕獲位置状況

*1：自然環境保全基礎調査と野生鳥獣情報システムのデータの収集方法が異なる

*2：野生鳥獣情報システムは、狩猟、有害鳥獣捕獲および特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲位置情報を収集するツールであるが、そのデータは任意の提出データに基づくものであり、必ずしも分布状況を反映しているものではない

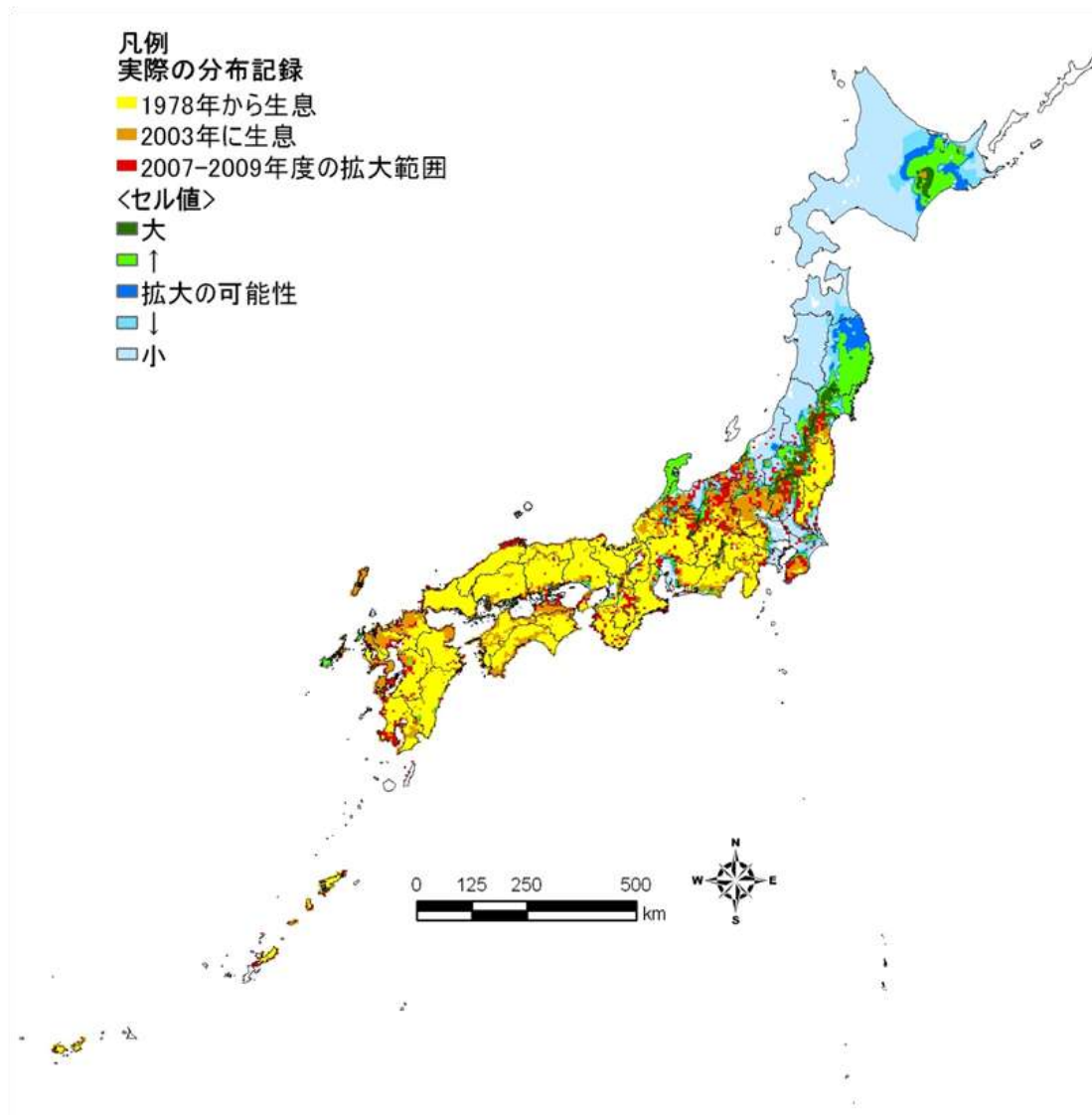


図2 イノシシの分布域の変遷
 (環境省 生物多様性総合評価検討委員会, 2010) ¹

¹環境省 生物多様性総合評価検討委員会, 2010. 生物多様性総合評価報告書, 環境省自然

2. イノシシによる農林業被害の動向

- 農作物被害金額のうち、全体の約3割がイノシシによるものである（図3）。
- 農業被害金額は、1999年から一定に推移していたが、2010年度に60億円を超えた（図5）。その一方で被害面積は2001年から減少傾向にあることから、単位面積あたりの被害金額が増加していることが示唆される（図6）。また、近年では農作物の作付面積が減少傾向にあることから（図7）、作付面積あたりの被害はさらに高まっていると考えられる。
- 森林被害は、主に植林木の掘り起こしなどが報告されているが（図8）、北アルプスにおける高山植物の掘り起こし被害など、生態系被害が一部地域で確認されている。

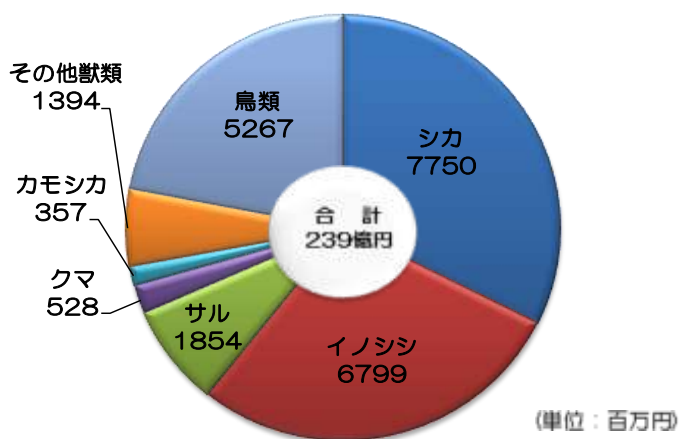


図3 平成22年度 野生鳥獣による農作物被害金額割合

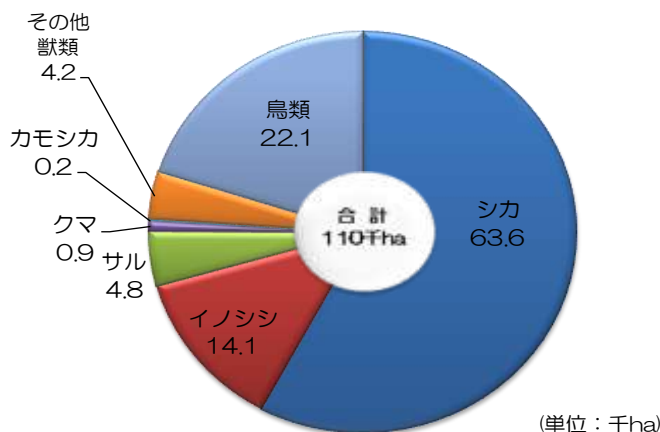


図4 平成22年度 野生鳥獣による農作物被害面積割合

注1：都道府県からの報告による

注2：ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある 農水省 HP データより作成²

² http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/h_zyokyo2/h22/index.html

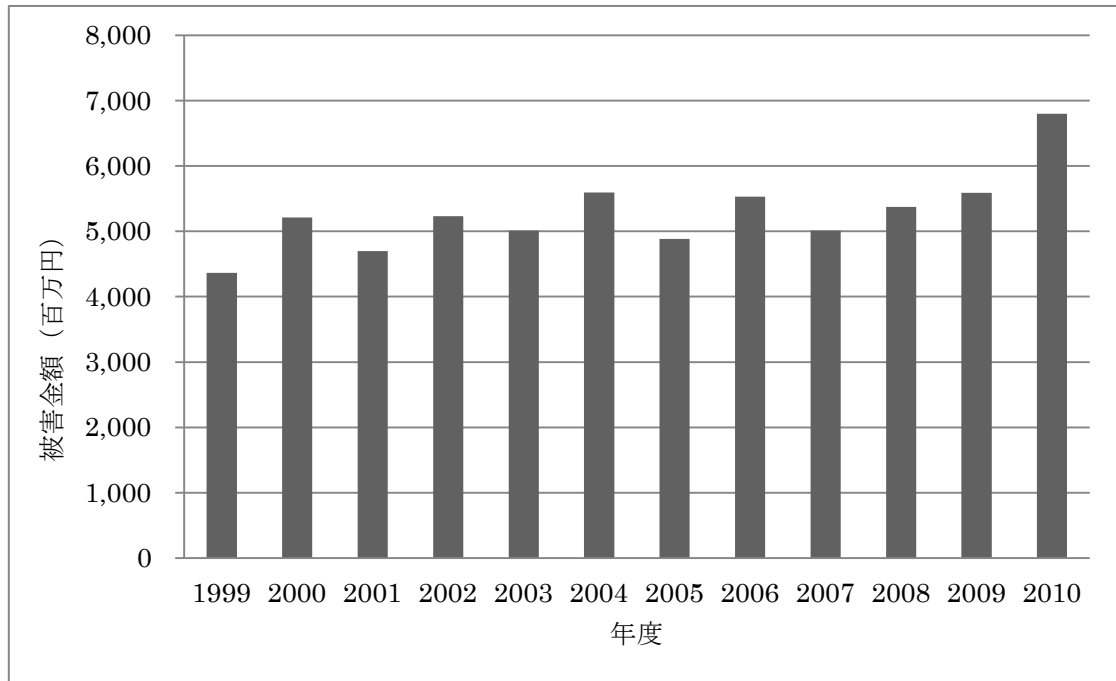


図5 イノシシによる農業被害金額の推移 (百万円)

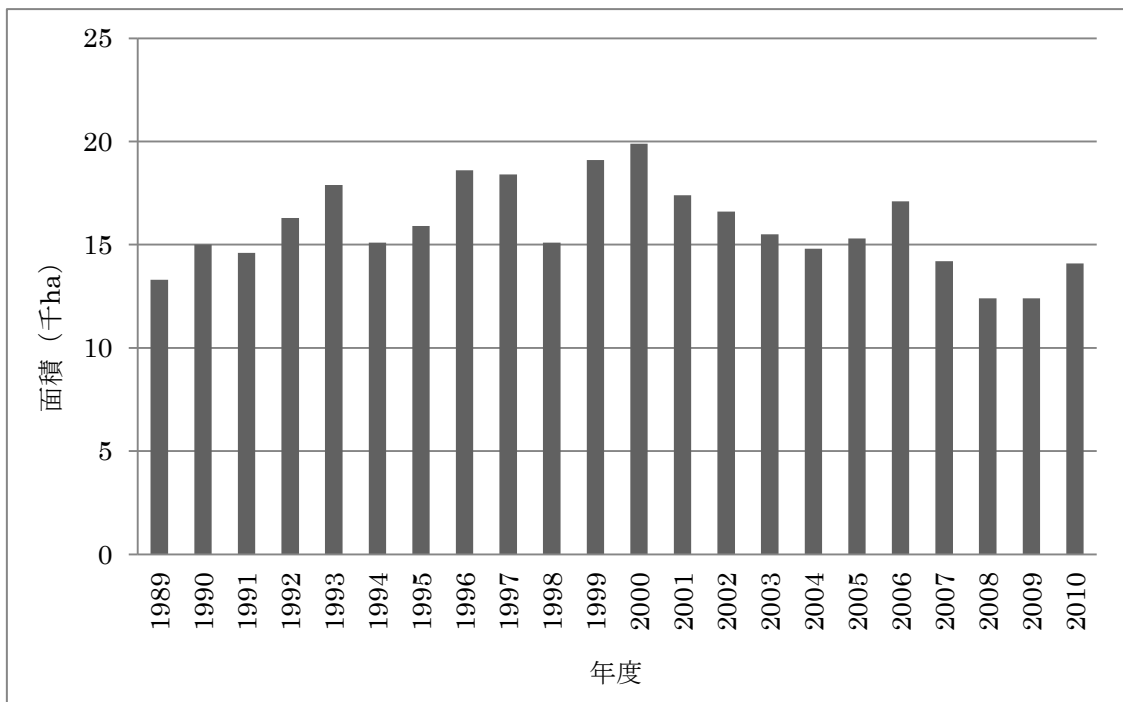


図6 イノシシによる農業被害面積の推移 (千 ha)

農水省 HP データより作成³

³ <http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/index.html>

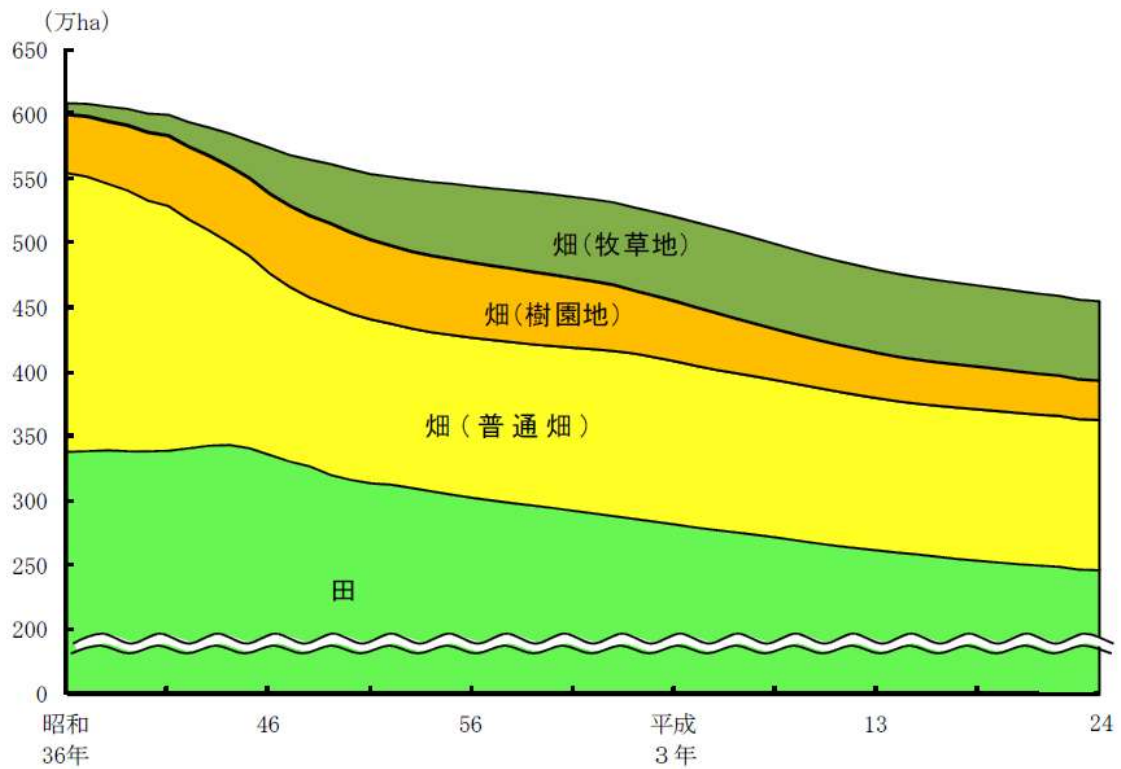


図7 農作物作付け面積の推移 (千 ha)

農林水産省 HP より引用⁴

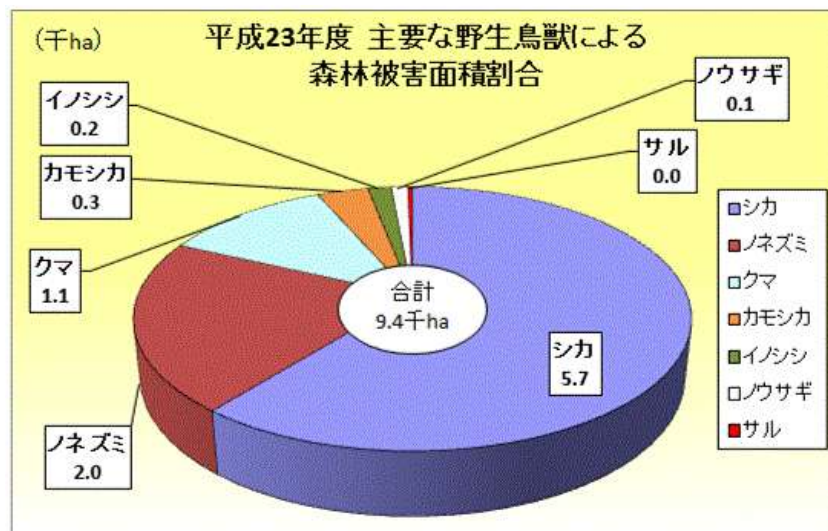


図8 主要な鳥獣による森林被害面積割合

林野庁 HP より引用⁵

⁴ <http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/index.html>

⁵ <http://www.rinya.maff.go.jp/j/hogo/higai/tyouju.html>

3. イノシシに関連する施策

- 1999年に特定鳥獣保護管理計画制度が定められてから数年経過した後、徐々に特定計画を策定。
- 2012年時点で、東日本ではイノシシが分布していても特定計画を策定していない自治体がある。

表1 イノシシに関連する施策に関する年表

	法律改正等	鳥獣保護等の手段			特定計画策定
		規制地域の指定 計画制度等	狩猟免許制度	狩猟及び捕獲行為の制限	
平成11 (1999)	一部改正	特定鳥獣保護管理計画制度を創設	狩猟免許制度を一部改正(乙種(装薬銃)免状による丙種猟具(空気銃等)の使用)	狩猟鳥獣の捕獲の禁止又は制限に係る都道府県権限の拡大(国の規制等の緩和)	
平成11 (1999)	一部改正(地方分権推進一括法の制定に伴う改正)	鳥獣保護区等の設定等に係る都道府県との役割分担の明確化、猟区認可権限の委譲		捕獲許可に係る都道府県との役割分担の明確化	
平成12 (2000)					
平成13 (2001)					
平成14 (2002)	全部改正(条文のひらがな書き口語体化)	指定猟法禁止区域制度の創設	障害者の欠格条項の見直し	捕獲鳥獣の放置禁止、違法捕獲鳥獣の飼養禁止 捕獲後の報告	鳥取県(2004~2006年度は策定なし)、島根県、高知県(2007年度は策定なし)、大分県
平成15 (2003)	施行規則の改正				佐賀県
平成16 (2004)			地方税法の改正により、狩猟者登録税と入猟税が一本化され、狩猟税(目的税)となる	1303特区開始(有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認制度)	愛知県、広島県、山口県、愛媛県
平成17 (2005)					茨城県、徳島県、福岡県
平成18 (2006)	一部改正	休猟区における狩猟の特例 特定猟具使用禁止、制限区域制度の創設 鳥獣保護区の保全事業制度の創設	網猟免許とわな猟免許の区分 入猟者承認制度の創設	許可を受けた捕獲猟具への 架設者の指名等の表示 輸入鳥獣への標識の装着	栃木県、埼玉県、和歌山県、岡山県、長崎県
平成19 (2007)	一部改正(鳥獣被害防止特措法の制定に伴う改正)	環境大臣及び都道府県知事による鳥獣の生息状況等の調査と活用		輪径が12cmを超えるくくりわなの使用禁止	山梨県、大阪府、香川県、鹿児島県
平成20 (2008)					宮城県、奈良県、熊本県、宮崎県
平成21 (2009)		ガイドラインの改訂			石川県、長野県、兵庫県
平成22 (2010)					福島県、群馬県、福井県、岐阜県、静岡県、三重県
平成23 (2011)					京都府
平成24 (2012)				有害鳥獣捕獲による狩猟免許を有しない従事者容認(全国展開)	富山県、滋賀県

鳥獣保護管理研究会,2008⁶より改変

⁶ 鳥獣保護管理研究会. 2008. 鳥獣保護法の解説. 大成出版. 東京. 669p.

4. イノシシの捕獲数

- イノシシの捕獲数は狩猟、許可捕獲ともに増加し続けている（図9）。
- 狩猟による捕獲頭数は1990年代まで一定の比率で増加していたが、2000年代は1990年代の約2倍に増加した（図10）。
- 許可による捕獲頭数は1980年代まで1万頭以下で推移していたが、1990年代以降急激に増加し、2000年代には10万頭に達した（図10）。2010年では、許可による捕獲が全体の約5割を占めている（図9）。
- 狩猟による捕獲のうち、銃猟による捕獲は1990年から一定に推移しているが、わなによる捕獲が増加しており、2010年は全体の6割以上を占めている（図11）。

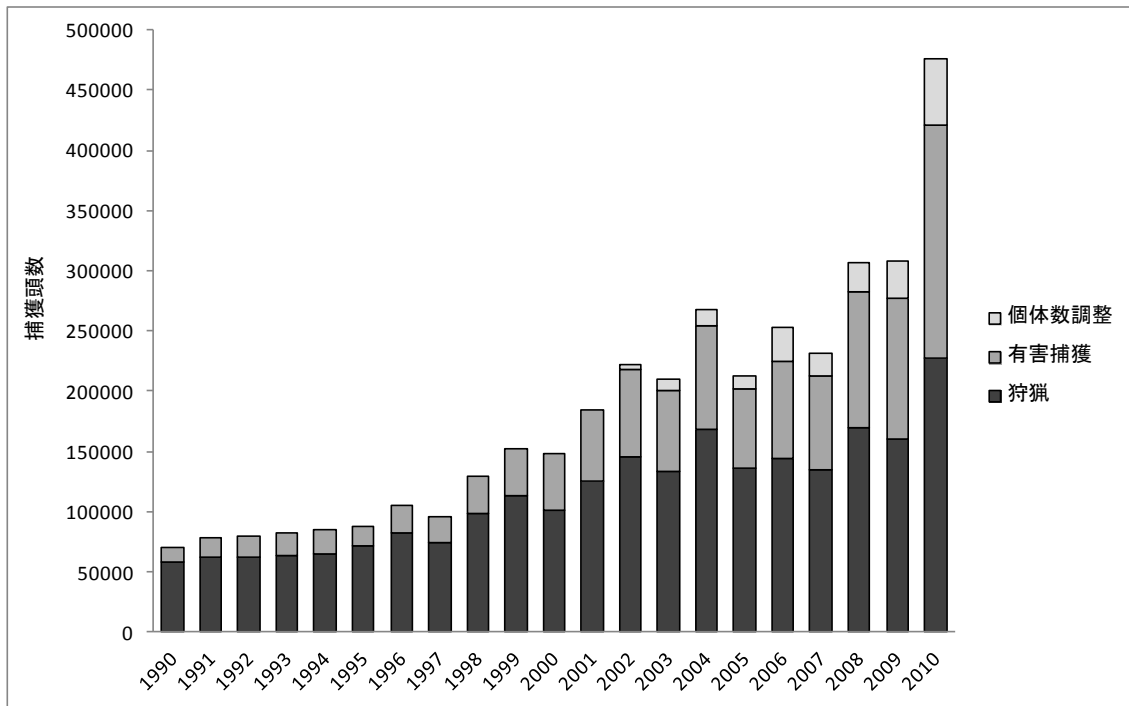


図9 イノシシの狩猟、許可捕獲別捕獲数
鳥獣関係統計（環境省 HP⁷）より作成（2010年度は暫定値）

⁷ <http://www.sizenken.biodic.go.jp/wildbird/flash/toukei/07toukei.html>

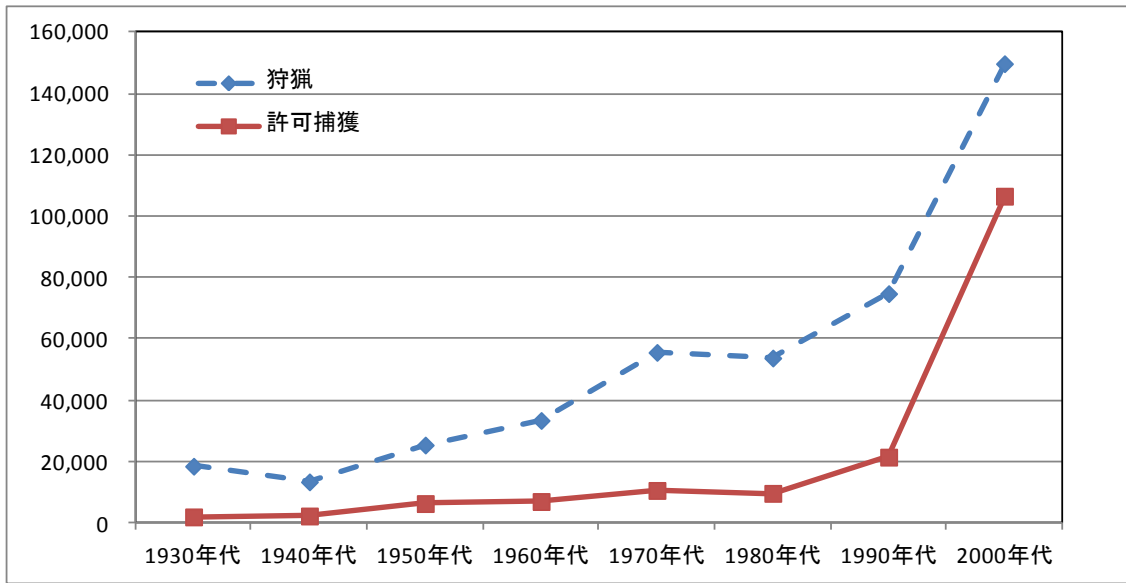


図 1 0 イノシシの年代別平均捕獲数推移

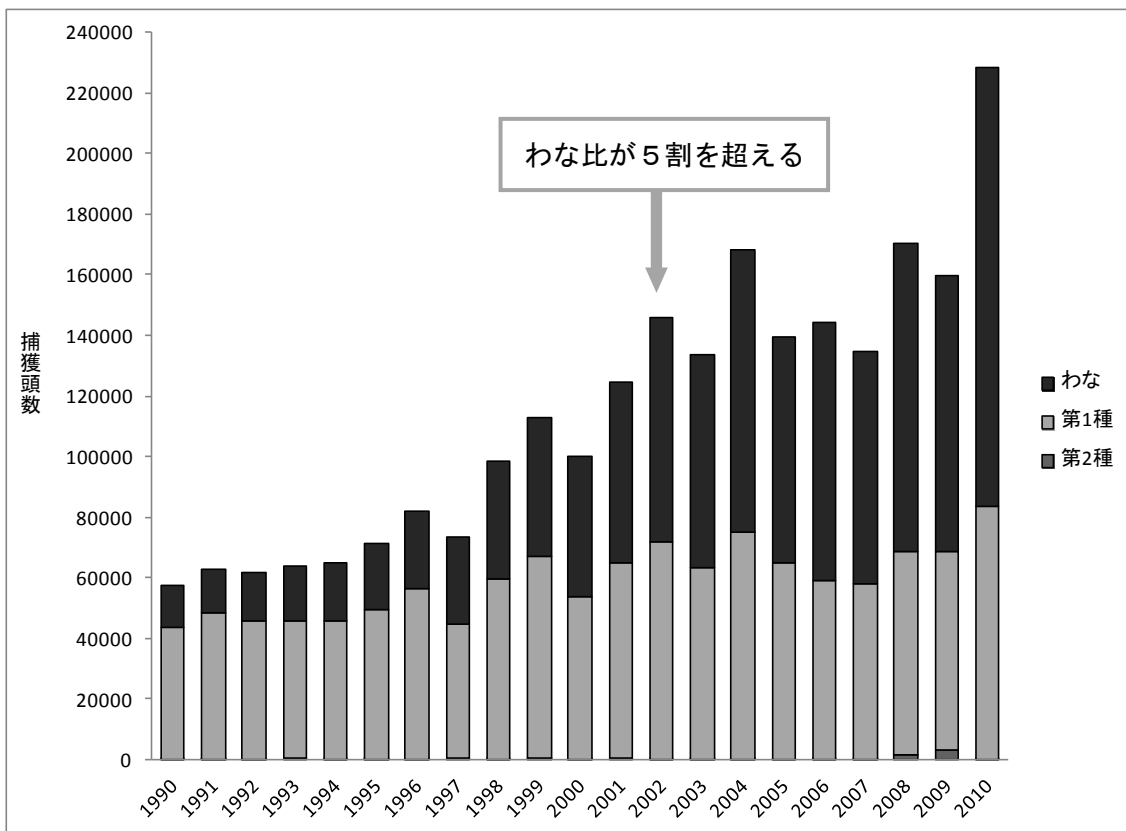


図 1 1 イノシシの狩猟における登録種別捕獲頭数 (2010年度は暫定値)

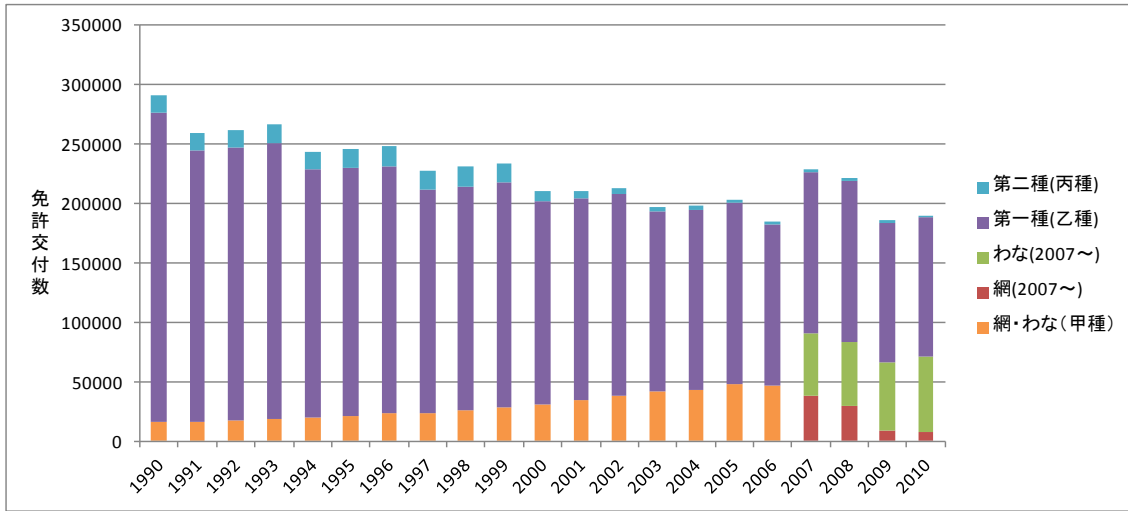


図 1 2 免許交付数の推移 (2010 年度は暫定値)

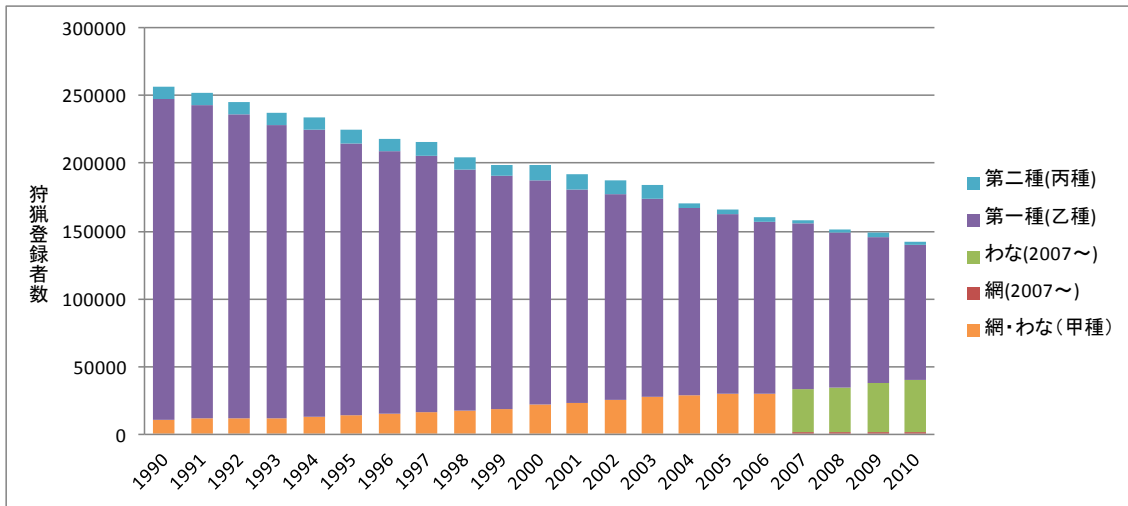


図 1 3 狩猟者登録数の推移 (2010 年度は暫定値)

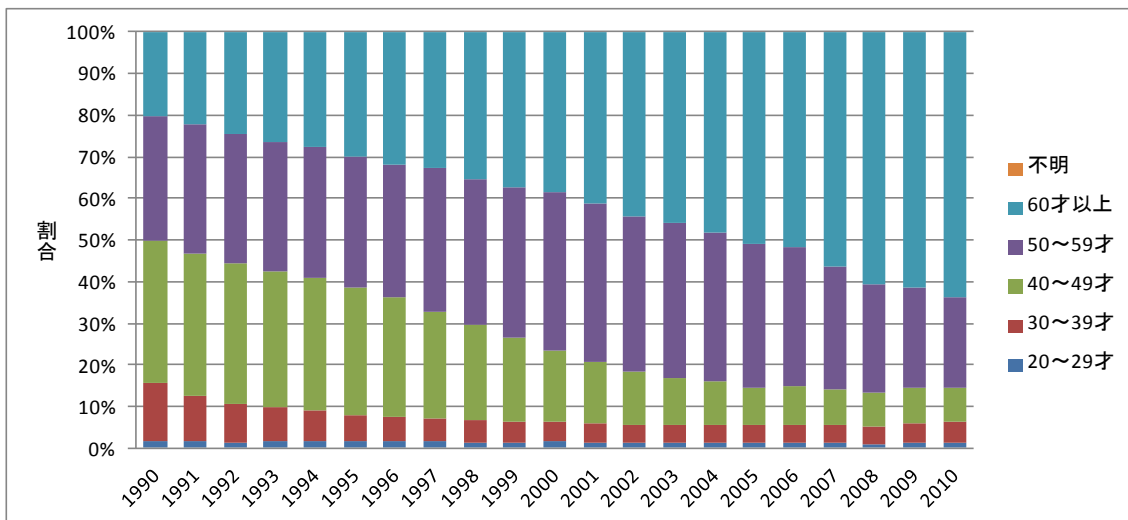


図 1 4 年齢別免許交付数の推移 (2010 年度は暫定値)